

令和元年度鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会 次第

日 時 令和2年2月20日(木)
午前10時から正午まで
場 所 鳥取県庁 第二庁舎 第34会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 第三期鳥取県医療費適正化計画の進捗状況について

資料1 医療費適正化計画及び国等の動向

資料2 医療費の動向

資料3 進捗管理の状況

(2) その他

資料4-1 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定

資料4-2 令和2年度国民健康保険の県保健事業
・保険者努力支援制度について

資料4-3 高齢者の保健事業と介護予防の取組との連携

資料4-4 鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進状況

資料4-5 がん対策

4 閉 会

令和2年度鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会 名簿

日時 令和2年2月20日(木)
午前10時から正午まで
場所 鳥取県庁第2庁舎
第34会議室

(敬称:略)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	くろざわ よういち 黒沢 洋一	鳥取大学医学部長 (専門:健康政策医学分野、資格:医師)	委員長
	こやま まさみ 小山 雅美	鳥取県介護支援専門員連絡協議会 副会長 (資格:介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士)	
	ひろやま めぐみ 廣山 恵	鳥取県東部医師会在宅医療介護連携推進室 (資格:看護師、社会福祉士)	
医療を受ける者	はやし ひとみ 林 仁美	鳥取県連合婦人会会員	
	なかしま さつき 中島 さつき	鳥取県金属熱処理協業組合職員 (健康経営マイレージ事業知事表彰事業所)	
	はなばら ひであき 花原 秀明	全国健康保険協会鳥取支部評議会 被保険者代表委員	
	欠員	公募委員	
医療の担い手	よねかわ まさお 米川 正夫	公益社団法人 鳥取県医師会 副会長 (資格:医師)	
	なかむら ひろし 中村 裕志	一般社団法人 鳥取県歯科医師会 専務理事 (資格:歯科医師)	
	おおむら まさよし 大村 匡由	一般社団法人 鳥取県薬剤師会 常務理事 (資格:薬剤師)	
	まにわ ひろみ 間庭 弘美	公益社団法人 鳥取県看護協会 (鳥取市立病院看護局長)(資格:看護師)	
保険者	わたなべたけひろ 渡邊 健浩	鳥取県後期高齢者医療広域連合 業務課長	
	まえだ ひろし 前田 浩	全国健康保険協会鳥取支部 業務部長	
	すさき ひとみ 須崎 ひとみ	鳥取市福祉部保険年金課 医療費適正化推進室長	
	ながの みさと 永野 美里	米子市保険課 健康推進室長	

区分	氏名	所属等	備考
事務局	植木 芳美	鳥取県福祉保健部健康医療局長	
	西尾 泰司	医療・保険課長	
	福光 康文	健康政策課 課長補佐	
	福田 昌弘	医療政策課 課長補佐	
	平尾 幸雄	医療・保険課 課長補佐	
	宮本 卓哉	医療・保険課 係長	
	倉光 博敬	医療・保険課 主事	

鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第9条第1項による都道府県医療費適正化計画（以下「適正化計画」という。）の策定（変更を含む。）、法第11条第1項による進捗状況、同条第2項による適正化計画の進捗状況に関する調査分析及び法第12条第1項による適正化計画の実績に関する評価
- (2) 法第9条第9項による適正化計画の実施に係る保険者等への協力要請
- (3) 法第13条による診療報酬に係る厚生労働大臣への意見及び法第14条第2項の厚生労働大臣の協議

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により知事が任命する。ただし、第1号の医療を受ける者のうち1名は公募により委員を任命することとする。

- (1) 医療を受ける者 4名
 - (2) 医療の担い手（医療提供者） 4名
 - (3) 学識経験者 3名
 - (4) 保険者 4名
- 2 知事は、必要と認めた場合には、前項によらず委員を任命できるものとする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長の選任は互選とする。

- 2 委員長代理は、委員長があらかじめ指名する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の議長は、委員長とする。

- 2 委員会は、委員会の庶務を行う所属の長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月2日から施行する。